

令和3年度 入札・契約状況
令和4年度 入札・契約の対応方針
(工事)

令和4年4月
中国地方整備局
港湾空港部

令和3年度 入札・契約状況

★見直し又は新たな取組み

1.総合評価落札方式別契約件数	p2
2.応札率及び落札率の現状	p3
3.低入札の発生状況	p4
4.総合評価落札方式の実施状況	p5

令和4年度 入札・契約の対応方針

◆総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

①企業に対する評価の改善

5.地元企業活用促進型【中国独自】★	p6
6.作業船の保有及び環境基準達成状況の評価	p7
7.地元作業船の活用を促進する取組み（地元作業船活用評価型）★	p8
8.ボランティア活動実績の評価【中国独自】	p9
9.賃上げを実施する企業への加点措置の追加★	p10

②技術者に対する評価の改善

10.専門的な技術者資格の評価【中国独自】	p12
11.継続教育学習（CPD）の評価【中国独自】	p13

③企業及び技術者に対する評価の改善

12.チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】★	p14
13.担い手確保重視型	p17

◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み

14.配置予定技術者の参加要件の緩和	p18
15.技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】	p19
16.技術的な工夫の余地が小さい工事における技術提案負担の軽減【中国独自】★	p20
17.監理（主任）技術者の申請方法の変更	p22

（参考）令和4年度 総合評価落札方式適用区分 p23

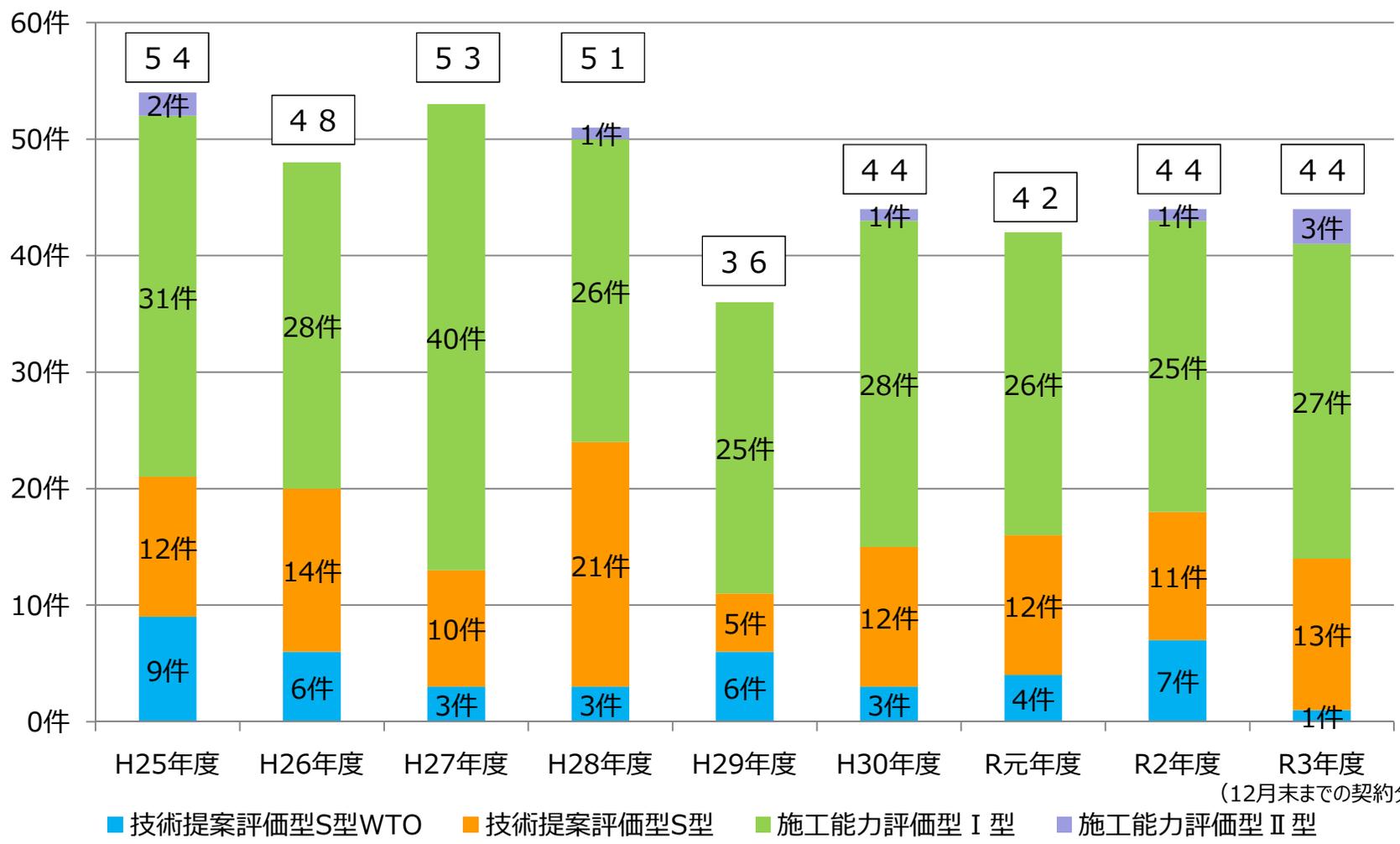
（参考）その他の主な取組み p24

（参考）令和4年度 見直しの適用一覧 p27

1. 総合評価落札方式別契約件数

◇ 港湾空港関係工事の発注件数は近年50～40件前後で推移しており、概ね横ばい。
 ◇ 平成28年度に水島港、浜田港等の大規模事業が完了したことにより、平成29年度は一時的に減少。
 ◇ 令和3年度は12月までの契約分で、ほぼ例年程度の件数。

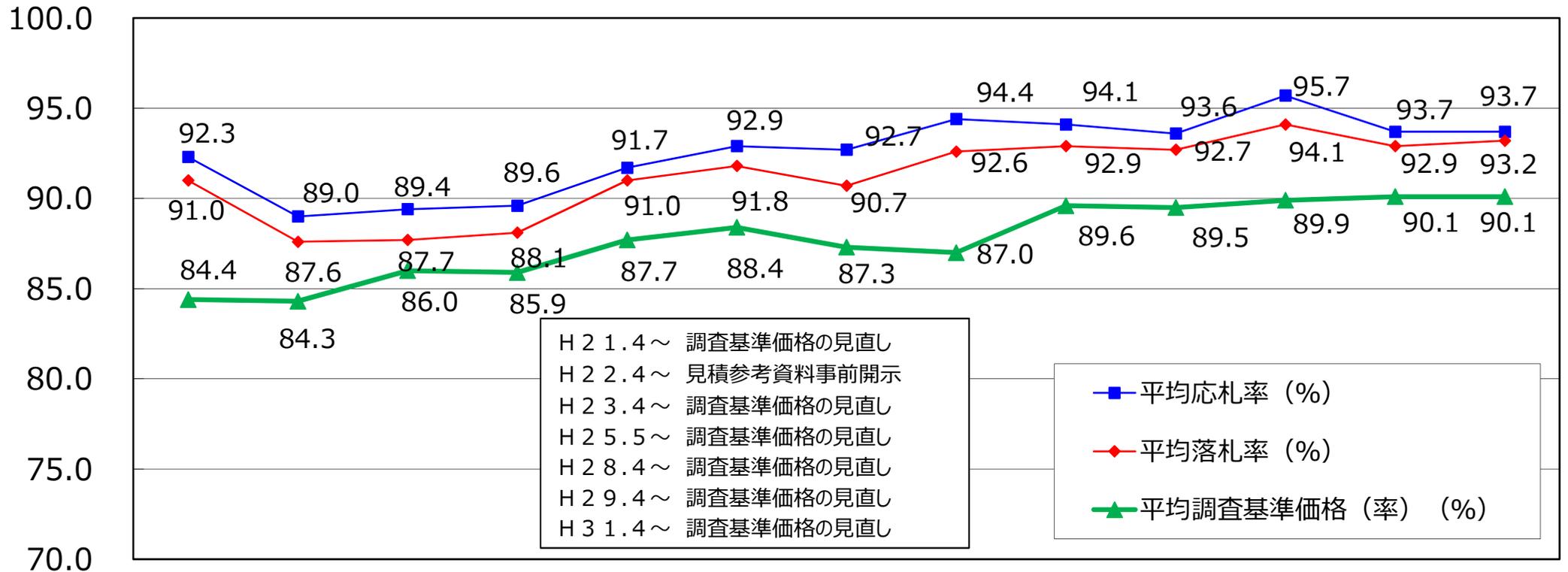
総合評価落札方式別契約件数



※ 港湾5工種以外の建築工事などを含む。

2. 応札率及び落札率の現状

- ◇令和3年度の平均応札率は93.7%で、前年度と横ばい。
- ◇令和3年度の平均落札率は93.2%で、前年度より0.3ポイントの増加。
- ◇平均応札率、平均落札率とも、長期的には緩やかな上昇傾向がみられる。
- ◇調査基準価格は段階的に引き上げられ、令和2年度には約90%まで上昇。



H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度

(12月末までの契約分)

※平均応札率 (%) 算出方法：各応札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値

※平均落札率 (%) 算出方法：落札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値

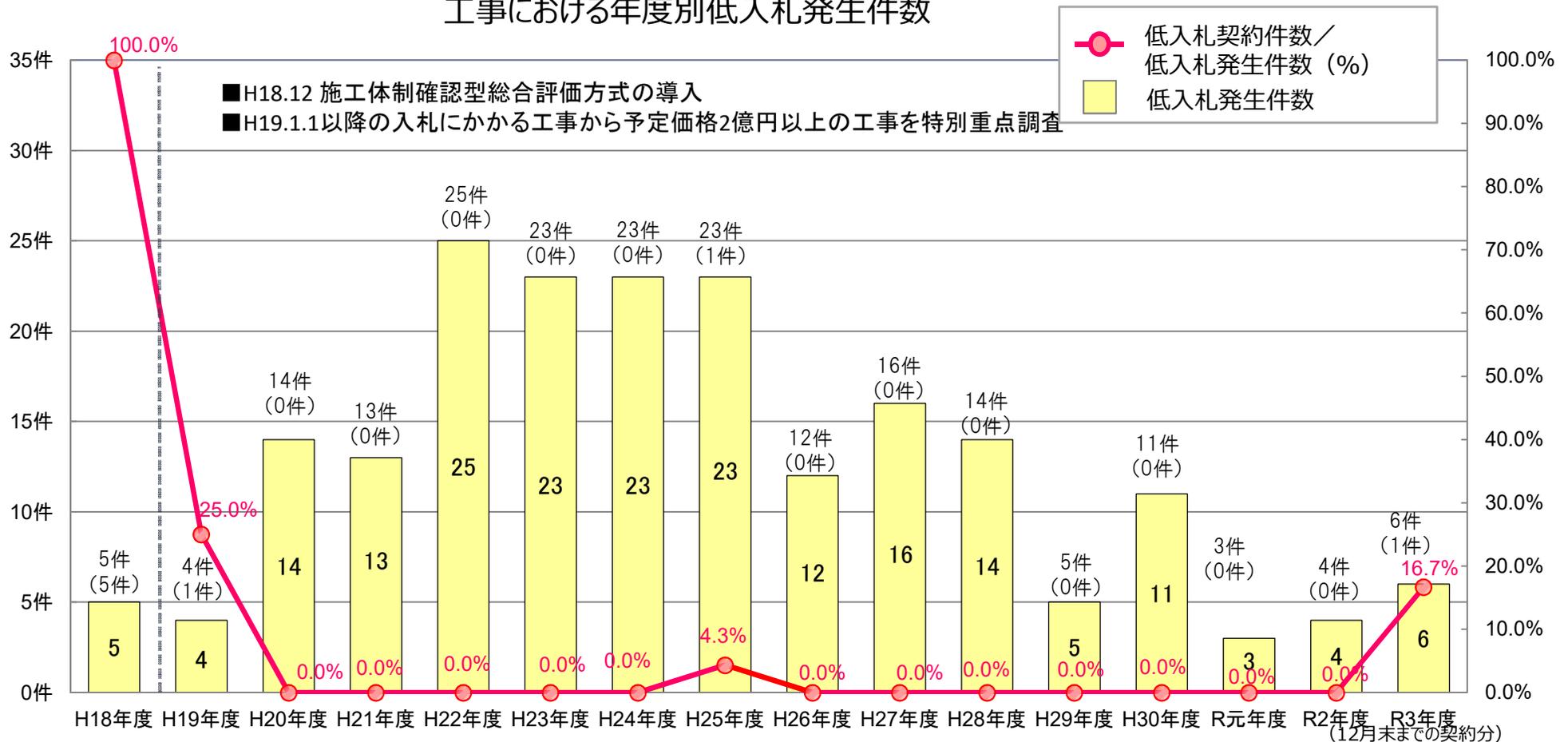
※平均調査基準価格 (率) (%) 算出方法：調査基準価格÷予定価格×100 の平均値

※H30年度は随意契約1件(災害)を除く。

3. 低入札の発生状況

- ◇令和3年度の低入札は6件（44件中）で、前年度からほぼ横ばい。
- ◇低入札の減少は、全国的な工事需要の増加により人材・資材等の不足感が高まり、実勢価格が上昇していることが影響しているものとみられる。
- ◇施工体制確認型及び特別重点調査を導入した平成20年度以降、低価格入札を行った者と契約した工事は2件※のみ。（令和3年度小規模な建築工事で低入札契約が1件発生）

工事における年度別低入札発生件数

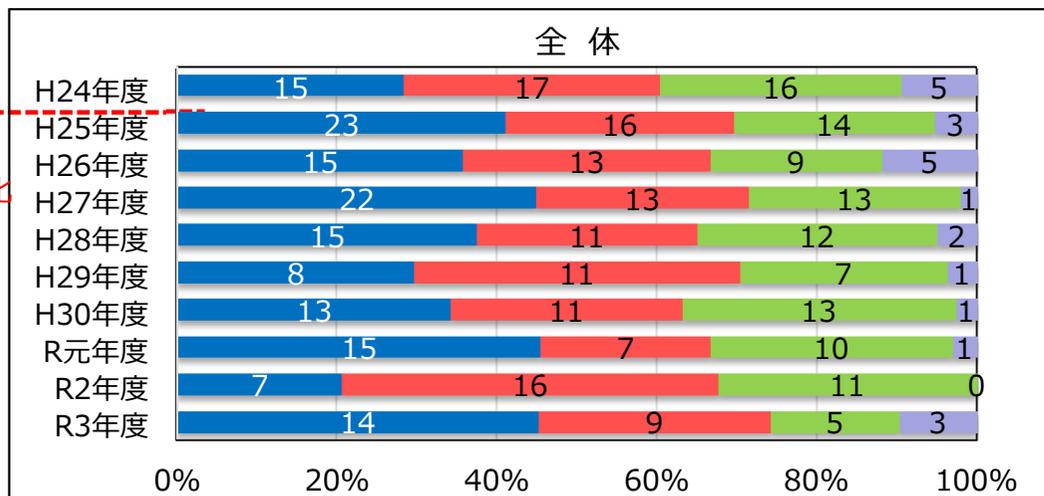


注：（ ）内は当該年度低入札での契約件数を示す。港湾5工種以外の建築工事などを含む。

※低入札業者から提出された施工体制確認のための資料の審査及び低入札価格調査を経て、契約を行ったもの。

4. 総合評価落札方式の実施状況

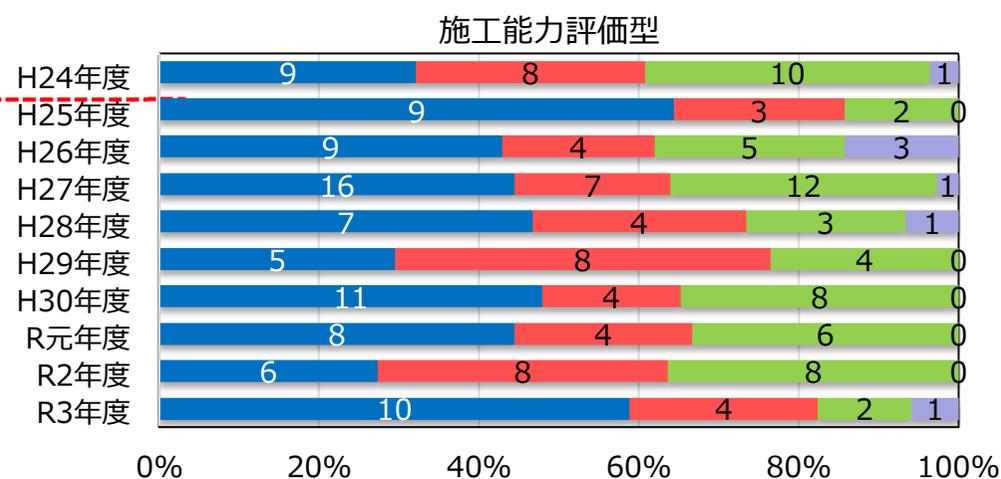
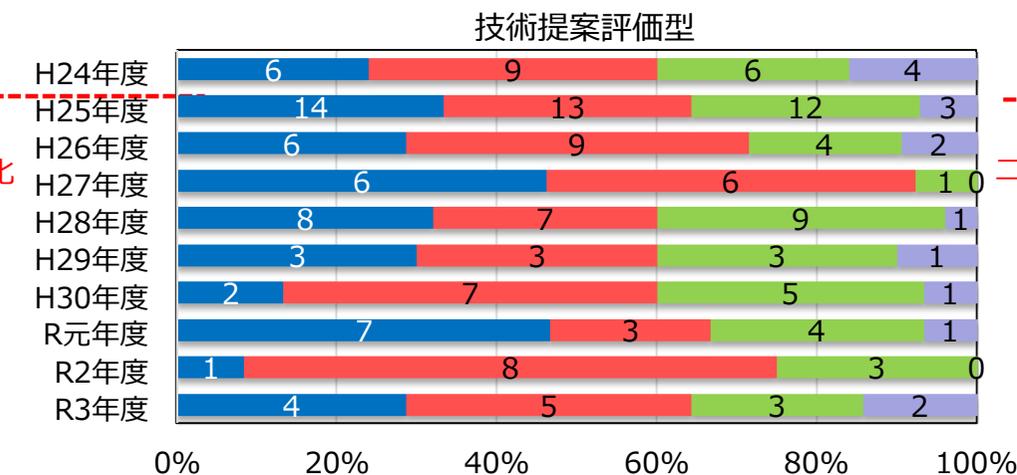
◇技術評価点が1位の者が落札するケース（分類①+分類②）が全体の60～70%程度を占めており、総合評価落札方式の適用によって、品質の確保・向上が期待できる落札者の決定が一定程度実現していることがうかがえる。



[対象] 2者以上による競争がなされた工事、R3年度は12月末までの契約分

- [凡例]
- 分類①：技術評価点、価格評価点ともに1位
 - 分類②：技術評価点が1位で、価格評価点が2位以下
 - 分類③：価格評価点が1位で、技術評価点が2位以下
 - 分類④：技術評価点、価格評価点ともに2位以下

(参考) 「二極化」とは、総合評価落札方式の区分を、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の2つに抜本的に見直したことをいう。



見直し

5. 地元企業活用促進型【中国独自】

◇ 経緯

- ・地元建設業の活用や地元企業からの資材調達を促すことにより、地域経済の活性化と地場産業の育成を図るため、平成21年度より試行。
- ・平成27年度より原則、WTO以外の本官工事（但し、単一工種工事を除く）を対象として試行している。
- ・令和元年度より、災害活動実績に基づく表彰実績を評価項目として追加。

◇ 評価方法

- a. 1次下請における地元企業の活用率（①80%以上、②60%以上、③60%未満）
- b. 地元資材の活用率（①75%以上、②75%未満）
- c. 災害協定の締結の有無及び災害時に活用可能な作業船の保有状況（①両方有り、②一方有り、③なし）
- d. 災害活動実績に基づく表彰実績（①有、②無）

■ 試行状況

3年度試行件数：5件

- ・a. 地元企業の活用率：30者中30者が満点（100%）
- ・b. 地元資材の活用率：30者中30者が満点（100%）
- ・c. 災害協定の締結の有無等：30者中28者が満点（93.3%）
- ・d. 災害活動実績の有無：30者中29者が満点（96.6%）

加点項目	件数	満点	中間点	0点	加点された者のうち落札者
a. 地元企業の活用率	5件	30者	0者	0者	5者
b. 地元資材の活用率	5件	30者	-	0者	5者
c. 災害協定の締結等	5件	28者	1者	1者	5者
d. 災害活動実績	5件	29者	-	1者	5者

※R3年度は12月末までの実績



■ 確認の結果

- ・地場産業の育成、地域経済の活性化に向けて高い誘導効果が認められる。
- ・一方、災害への備え等の取組を推進するため配点を一部見直して引き続き試行し、効果や課題を確認していく。

加点項目	現行配点	見直し後
a. 地元企業の活用率	6点	4点
b. 地元資材の活用率	3点	4点
c. 災害協定の締結等	0.5点	1点
d. 災害活動実績	0.5点	1点

継続

6. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

◇経緯

- ・港湾工事や災害時に必要不可欠な作業船は隻数の減少に歯止めがかからない状況。
- ・NOx排出量規制適用前に建造された船舶が95%を占める等、老朽化も進んでおり、港湾整備事業に伴う環境負荷の低減を図るためには、環境性能の高い作業船への代替を更に促進する必要がある。
- ・平成26年度より、作業船を使用する工事において、作業船の保有状況及び環境性能達成状況を加点評価しており、令和元年度には、環境性能の高い新造船の自社保有をより優位に評価するよう見直し、さらに令和2年度には共同保有に対する評価を引き上げるよう見直しを実施。

◇評価方法

- ・作業船の保有状況：最大2点(3段階)、作業船の保有形態及び環境性能達成状況：最大2点(5段階)

■試行状況

加点項目	点数	年度	適用件数	参加表明者数	加点企業数	加点率	落札者
作業船の保有状況	2点	H30年度	23件	109者	14者	12.8%	8者
		R元年度	27件	93者	30者	32.3%	13者
		R2年度	19件	69者	24者	34.7%	9者
		R3年度	23件	91者	11者	12.1%	6者
保有する作業船の環境性能の達成状況	2点	H30年度	23件	109者	33者	30.3%	7者
		R元年度	27件	93者	10者	10.8%	4者
		R2年度	19件	69者	13者	18.8%	5者
		R3年度	23件	91者	2者	2.2%	2者

※R3年度は12月末までの実績

■確認の結果

- ・**加点率は伸び悩みの状況。**
- ・作業船の保有及び代替建造の促進のため重要な施策であることから、**引き続き試行**しながら、効果や課題を確認していく。

新規

7. 地元作業船の活用を促進する取り組み（地元作業船活用評価型）

◇背景

- 大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を試行する。

■試行内容

- 工事の主要工種において、当該港の所在する県内に本店を有する地元企業が所有する作業船を活用する場合に加算点を付与する。
- 条件に適合する作業船を使用する技術提案評価型 S型の工事で試行する。

評価項目			評価基準	配点
企業 の 能力 等	そ の 他	地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船の活用有り	1.0
			該当無し	0

『地元作業船の活用』の評価は、当該港の所在する県内（又は地区内）に本店を有している企業の作業船（「グラブ浚渫船」、「バックホウ浚渫船」、「起重機船」、「クレーン付台船」のいずれか）を活用する場合を加点の対象とする。

※**主要工種の作業日数の30%以上活用すること**。但し、作業船の仕様が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、**複数工種の合計作業日数の30%以上**でも良い。また、複数の地元作業船を使用して、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※本試行工事は、企業の施工能力「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」に換えて評価を実施。

※地元企業活用促進型を適用している工事以外で試行予定。

通常と試行の配点イメージ

評価項目		S型 (通常)	S型 (試行)	
施工 能力 等	企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	1	2
		同種工事の施工実績の施工規模	1	1
		過去5年の中国管内（港湾空港関係）の当該工種の工事成績評定点の平均点	3	3
		過去5年の当該工種の表彰実績（icon大賞、中国地整）	1	1
		新技術の採用	1	1
		過去2年のゴールドカード表彰（港湾空港関係）	1	1
		作業船の保有	1	-
		平成22年7月以降に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況等	1	-
		地元作業船の活用	-	1
		小計		10

継続

8. ボランティア活動実績の評価【中国独自】

◇背景

- ・施工能力評価型では、地域貢献度の評価項目の一つとして、地域におけるボランティア活動・社会貢献活動の実績を評価している。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、やむを得ず活動を縮小又は中止せざるを得なかった状況を勘案し、評価基準の見直しが必要。
- ・令和3年度より、より優位に評価するための評価基準（過去4年間に毎年1回以上かつ4年連続した活動実績あり）を、「過去4年間に2年以上連続を含む3回以上の活動実績あり」に緩和。

		評価項目	評価基準	配点
緩和前	地域 地域 貢献 度	中国地方整備局管内の行政機関が主催又は共催する地域ボランティア活動又は会社独自の地域ボランティア活動に対する行政機関からの表彰状・感謝状の受領等による、継続的な地域貢献の実績 [過去4年間]	毎年1回以上かつ4年連続で活動実績あり	① 1.0
			毎年1回以上かつ4年連続で活動実績は無いが、1回以上の活動実績あり	② 0.5
			実績なし	③ 0



		評価項目	評価基準	配点
緩和後	地域 地域 貢献 度	中国地方整備局管内の行政機関が主催又は共催する地域ボランティア活動又は会社独自の地域ボランティア活動に対する行政機関からの表彰状・感謝状の受領等による、継続的な地域貢献の実績 [過去4年間]	<u>2年以上連続を含む3回以上の実績あり</u>	① 1.0
			①には該当しないが、過去4年間に1回以上の実績あり	② 0.5
			実績なし	③ 0

- ・新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ令和4年度も緩和措置を継続する。

新規

9.賃上げを実施する企業への加点措置の追加

◇経緯

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う。（以下「本取組」という。）

◇評価項目

事業年度又は暦年において、対前年度比又は前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」（※）を**所定率***以上増加させる旨を従業員に表明していること。

所定率*：【大企業】3%、【中小企業等】1.5%

（※）中小企業等については「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする

◇評価方法及び配点

- ・上記の評価項目に該当する「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出した入札者に対して加点（総合評価のタイプにより3～4点）する。

（注意事項）賃上げ基準に達していない者のペナルティ

- ・本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に本取組の加点措置以上（1点多い配点）の減点措置を行います。（本取組を行う政府調達に対して同様の措置を適用。）

本取組に関する国交省統一QA集掲載HP→https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

摘要：令和4年4月1日以降に契約する工事について適用

新規

9. 賃上げを実施する企業への加点措置の追加

総合評価のタイプ別の標準配点（賃上げ表明加点措置の適用後）

<工事>

総合評価タイプ 評価項目		技術提案評価型				施工能力評価型		
		S型 WTO	S型	S型 チャレンジ型	S型 地域貢献等追加	I型・II型	I型・II型 地域貢献等追加	I型 チャレンジ型
技術提案		60点 (2テーマ)	40点 (1テーマ)	30点 (1テーマ) 40点 (2テーマ)	40点 (1テーマ)	-	-	-
施工能力等	企業	-	10点	5点	8点	20点	16点	16点
	技術者	-	10点	5点	8点	20点	16点	16点
地域	地域精通度	-	-	-	3点	-	4点	6点
	地域貢献度	-	-	-	1点	-	4点	2点
<地元企業活用>		-	<10点>	<10点>	-	<10点>	-	-
賃上げ表明		4点	4点 <4点>	3点 <3又は4点>	4点	3点 <3点>	3点	3点
合計		64点	64点 <74点>	43点 <53点> (1テーマ) 53点 <64点> (2テーマ)	64点	43点 <53点>	43点	43点

<> はオプション設定項目

※令和4年4月1日以降に契約する工事について適用

継続

10. 専門的な技術者資格の評価【中国独自】

◇ 経緯

- ・企業の技術力が十分に発揮できる競争環境を確保するため、品質向上に資する専門的な技術者資格を評価。平成26年度より工事工種ごとに関連のある資格を設定、平成30年度より技術提案評価型S型を含む全ての工事に対象を拡大した。
- ・令和元年度より、工事内容に応じて、より品質向上に資すると考えられる「専門的な技術者資格」を適切に加点評価していくため、加点評価の対象とする技術者資格を見直し。令和3年度に対象とする資格を追加。

◇ 評価方法

- ・評価対象とする資格は、工事内容に対応した資格とする（下記参照）。
- ・資格要件として申請した資格以外の資格の取得状況について加点評価（0.5～2点）。

■ 試行状況

年度	試行件数	参加表明者数	活用企業数 (割合)	うち落札者数 (割合)
28年度	27件	74者	17者 (23.0%)	8者 (47.1%)
29年度	25件	70者	32者 (45.7%)	15者 (46.9%)
30年度	38件	161者	92者 (57.1%)	23者 (14.3%)
元年度	36件	113者	50者 (44.2%)	14者 (12.4%)
2年度	35件	117者	52者 (44.4%)	15者 (12.8%)
3年度	42件	138者	60者 (43.5%)	14者 (10.1%)

○ 専門的な資格として加点対象とする資格

海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者、
 空港土木施設点検評価技士、海洋・港湾構造物維持管理士、
 海洋・港湾構造物設計士、舗装施工管理技術者、
 1級建築士、1級建築施工管理技士、
 港湾海洋調査士、地質調査技士

■ 確認の結果

- ・活用率は約4割で横ばいであるが、加点工事の成績評定点は、全工事平均よりやや高い傾向がみられる。

11. 継続教育学習（CPD）の評価【中国独自】

◇背景

- 総合評価落札方式（技術提案評価型及び施工能力評価型）では、技術者の能力等の評価項目の一つとして、継続教育学習（CPD）への取り組み実績を評価している。
- 令和2年度は6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、審査基準日を感染拡大前の時期にずらす応急的対応を実施。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、CPDの取り組みを縮小せざるを得なかった状況を勘案し、令和3年度にCPD評価基準を従前の8割に低減する緩和措置を実施。

- 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ
令和4年度も緩和措置を継続する。

評価項目			評価基準	配点
緩和前	施工能力等	継続教育学習（CPD） [過去5年間]	CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）を満足している	① 1.0
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の5割を満足している	② 0.5
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の5割を満足していない	③ 0



評価項目			評価基準	配点
緩和後	施工能力等	継続教育学習（CPD） [過去5年間]	CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の8割を満足している	① 1.0
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の4割を満足している	② 0.5
			CPD発行団体が推奨する取得ポイント（又はユニット）の4割を満足していない	③ 0

見直し

12. チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】

◇背景

- ・総合評価落札方式においては、過去の工事成績評定点や表彰実績の評価を通じて、適正な品質を確保していくことが重要である一方、競争性をさらに向上させていくため、受注実績の少ない企業の参加意欲を引き出せるよう、多様なタイプを採用していくことが重要。
- ・そのため、受注実績に基づく評価項目（過去の工事成績評定点や表彰実績）を設定しない「チャレンジ型」を適切に活用していくことが必要。令和3年度からB又はC等級向けチャレンジ型工事を試行。

■令和3年度の試行結果

- ・A等級向け3件（港湾土木工事1件、空港等土木工事1件、港湾等しゅんせつ工事1件：手続中含む）
 - ・B、C等級向け5件（港湾土木工事4件、港湾等しゅんせつ工事1件：手続中含む）
- 試行した工事と過年度に実施した類似工事があるケースと比較すると、概ね参加業者数が増加する傾向が見られるが、業界との意見交換で更なる競争性の改善を求める意見があった。

■見直し内容

- ・試行の結果、より競争性を高めるため、評価項目、配点等の一部見直しを行う。
- ・令和4年度は、前年度実績件数程度を目標として試行し、効果や課題、工物品質の確保状況等を確認していく。

チャレンジ型の評価項目、配点等の具体的な見直し内容

- ・主としてA等級向けの技術提案評価型S型では、技術者の能力等の評価項目から「当該県内での施工実績」の項目を除外。
- ・B、C等級向けの施工能力評価型I型では、企業の能力等及び技術者の能力等の同種工事の施工実績（発注機関別、施工規模）の配点等を見直し。

12. チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】

評価項目及び配点

見直し

評価項目		タイプ	技術提案評価型 S 型 (チャレンジ型)		施工能力評価型 I 型 (チャレンジ型)	
			現 行	見直し後	現 行	見直し後
技術提案			30 (1テーマ) 40 (2テーマ)	30 (1テーマ) 40 (2テーマ)	—	—
簡易な施工計画			—	—	—	—
施工能力等	企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	2	2	6	4
		同種工事の施工実績の施工規模	1	1	4	4
		新技術の採用	1	1	—	—
		技術開発実績	—	—	2	3
		建設マスター等の配置	1	1	2	3
		若手技術者等の雇用	—	—	2	2
		小計	5	5	16	16
	技術 者 の 能力 等	同種工事の施工実績	1	1	6	3
		同種工事の施工実績における従事役職	1	1	3	3
		同種工事の施工実績の施工規模	1	1	3	4※
		当該県内での従事実績	1	—	—	—
		C P D	0.5	1	2	3
		資格の取得	0.5	1	2	3
		小計	5	5	16	16
施工能力等 合計			10	10	32	32
地 域	地域 精通	当該地域における本支店営業所の有無	—	—	2	2
		近隣地域での施工実績の有無	—	—	2	2
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	—	—	2	2
	地域 貢献	災害協定締結の有無	—	—	1	1
		ボランティア活動の実績	—	—	1	1
地域 合計			—	—	8	8
賃上げ表明			3	3	3	3
加算点 合計			43 (1テーマ)	43 (1テーマ)	43	43
			53 (2テーマ)	53 (2テーマ)		

※企業の競争参加資格要件で設定した同種工事の数値規模以上の実績を評価対象に加え評価基準を緩和 (詳細は次頁参照)

見直し

12. チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】

評価基準の緩和

- ◇背景
 - ・競争参加資格要件における技術者の同種工事实績の数値要件については、技術者不足への対応のため撤廃しているが、総合評価における技術者の施工実績の評価においては、当該工事の設計数量以上の実績のみを加点対象としている。（設計数量以上の実績がない場合、加点が得られない状況）
- ◇見直し内容
 - ・チャレンジ型における競争性を改善する観点から、当該項目の配点割合の大きい施工能力評価型 I 型（チャレンジ型）の技術者の同種工事实績の施工規模の評価において、「当該工事の設計数量未滿、かつ企業の競争参加資格で設定した同種工事数値規模以上」の実績を有する場合、配点の 1 / 2 を加点する緩和措置を追加。

※施工能力評価型 I 型（チャレンジ型）の技術者の同種工事实績の施工規模の評価見直し内容

		評価項目	評価基準	評価点
現行	施工能力等 技術者の能力等	平成○年度以降（過去15年間）に完成した同種工事の施工経験における施工規模 ※当該工事の設計数量は、上記の企業能力等における同種工事の施工経験の施工規模と同様	当該工事の設計数量（または設計杭径・杭長、または設計仕様）以上	① 3
			当該工事の設計数量（または設計杭径・杭長、または設計仕様）未滿	② 0



		評価項目	評価基準	評価点
見直し後	施工能力等 技術者の能力等	平成○年度以降（過去15年間）に完成した同種工事の施工経験における施工規模 ※当該工事の設計数量は、上記の企業能力等における同種工事の施工経験の施工規模と同様	当該工事の設計数量（または設計杭径・杭長、または設計仕様）以上	① 4
			当該工事の設計数量には満たないが、企業の競争参加資格の同種工事要件に設定した数値規模以上	② 2
			企業の同種工事要件に設定した数値規模未滿	③ 0

継続

13.担い手確保重視型

◇経緯

- ・建設業における担い手確保を推進するため、平成26年度より試行。
- ・平成29年度より、加点をさらに引き上げ（合計3点→7点 ※4点を工事实績評価から移動）。

◇評価方法

- ・B等級を対象とした難易度 I・II の工事を対象として、同種工事の施工実績や工事成績評定点の加算点を抑え、担い手確保に繋がる満29歳未満の若手技術者等の雇用や技術者の教育・学習、資格の取得等を評価。

■試行状況

- ・試行件数：元年度 2件、2年度 4件、3年度 7件
- ・参加表明者数：元年度 5者、2年度 7者、3年度 14者
- ・加点率：29年度 延べ32者/45者 = 71.1%
30年度 延べ49者/66者 = 74.2%
元年度 延べ11者/15者 = 73.3%
2年度 延べ16者/21者 = 76.2%
3年度 延べ26者/42者 = 61.9%



■確認の結果

- ・担い手確保に向けて高い誘導効果が認められる。
- ・引き続き試行し、担い手確保を推進していく。

加点項目	点数	年度	満点	中間点	0点
若手技術者の雇用	3点	29年度	10者	2者	3者
		30年度	16者	1者	5者
		元年度	3者	1者	1者
		2年度	6者	0者	1者
		3年度	12者	0者	2者
技術者の教育・学習 (CPD)	2点	29年度	11者	3者	1者
		30年度	15者	4者	3者
		元年度	4者	1者	0者
		2年度	7者	0者	0者
		3年度	13者	1者	0者
技術者の資格取得	2点	29年度	6者	-	9者
		30年度	13者	-	9者
		元年度	2者	-	3者
		2年度	3者	-	4者
		3年度	0者	-	14者

※通信設備工事は除外している
※R3年度は12月末までの実績

14. 配置予定技術者の参加要件の緩和

継続

◇経緯

- ・全国的に建設工事に従事する技術者が不足している状況に対応して、平成27年度から原則、配置予定技術者に求める同種工事の数値要件を撤廃している。
- ・しかしながら、鋼管杭・鋼管矢板打設工事の杭長などの数値要件については、数値の大小が工事の技術的難易度に影響し、工事品質低下への影響の懸念から例外的に設定していた。
- ・他地方整備局等における上記工事の技術者の要件設定について確認したところ、同種工事の数値要件を設定していても工事の品質への特段の影響は生じていないことが判明したことから令和3年度※から配置予定技術者に求める同種工事の数値要件を全廃。
- ・ただし、更に要件緩和するために同種工事を追加する場合、追加同種工事の数値要件の設定については個別の判断による。

※令和3年12月24日以降公告する工事から適用。

具体例：

（見直し前）

<企業の実績要件>

- ・作業船による杭径1000mmかつ杭長30m以上の鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事

<技術者の実績要件>

- ・作業船による杭径1000mmかつ杭長30m以上の鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事



（見直し後）

<企業の実績要件>

- ・作業船による杭径1000mmかつ杭長30m以上の鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事

<技術者の実績要件>

- ・作業船による鋼管杭あるいは鋼管矢板を打設した工事

継続

15. 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】

◇経緯

- ・技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、WTO対象工事で2つ、それ以外の工事では1つの「テーマ」を指定し、1テーマにつき、3つの施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。しかしながら、全国的な工事量の増加や働き方改革の進展等に伴い、技術提案書の作成にかかる負担が大きくなっている状況。
- ・令和2年度より、施工上の技術的課題が少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減する試行を導入。
- ・対象工事は施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定。

項目	分類	求める提案数
技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事（試行）	1テーマ×3提案 1テーマ×2提案
	WTO対象以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事（試行）	1テーマ×2提案

■試行状況

年度	WTO対象	WTO対象以外	試行件数合計
R2	0件	3件	3件
R3	1件	10件	11件



■確認の結果

- ・技術提案書の作成にかかる**負担が大幅に軽減されたとの好意的な意見が大半**。
- ・一方、**各社の技術提案加算点が僅差化**。
- ・引き続き**試行し、効果や課題を確認していく**。

16. 技術的な工夫の余地が小さい工事における技術提案負担の軽減【中国独自】
：施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）の試行

新規

◇背景

- ・技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、「テーマ」を指定し、1テーマにつき、標準3つ（又は2つに減じる試行を適用）の施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。
- ・しかしながら、単一工種の工事等技術的な工夫の余地が小さい工事については、技術提案の僅差化が生じるとともに、働き方改革への対応のため技術提案書の作成にかかる負担軽減への対応が必要な状況。
- ・このため、技術提案評価型S型を適用していた技術的難易度Ⅲの工事のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事について、簡易な施工計画を加点評価する施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）の適用を試行する。
- ・対象工事は施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定。

■簡易な施工計画（配点20点）の評価基準

工事内容に応じて指定した施工上配慮すべき事項等を踏まえた簡易な施工計画の技術的所見（2つ）について、各々以下の実現性のある所見を実施の適否と効果の観点から評価。

実現性の認められる技術的所見について、実施の適否（実施させても大丈夫か）と効果（着目した課題への解決方策の期待される効果）により評価し、その組み合わせに応じて得点を付与。

- ・実施の適否（適：実施させられる、否：実施させられない）
- ・効果（A：効果が高い、B：効果が限定的、－：効果が無い）

※ 1所見あたり10点満点（A評価）、5点（B評価）、0点（－評価）とし、2所見の合計点を評価点とする。
※ 施工計画重視型の技術的所見は様式1枚に1所見を記載する。

施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）における簡易な施工計画の評価

効果	実施（適）	実施（否）
効果が高い	A	×
効果が限定的	B	
効果が無い	－	
		得点が付与された技術的所見は実施義務を負う。

16. 技術的な工夫の余地が小さい工事における技術提案負担の軽減【中国独自】

新規

評価項目及び配点

： 施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）の試行

評価項目 タイプ		技術提案評価型 S 型		施工能力評価型 I 型 (施工計画重視型)		(参考) 施工能力評価型 I 型		
		作業船 使用あり	作業船 使用なし	作業船 使用あり	作業船 使用なし	作業船 使用あり	作業船 使用なし	
技術提案		40	40	-	-	-	-	
簡易な施工計画		-	-	20	20	-	-	
企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	1	2	2	2	3	3	
	同種工事の施工実績の施工規模	1	1	1	1	2	2	
	当該工種の平均工事成績評定点	3	4	3	4	7	9	
	表彰実績	1	1	1	1	2	2	
	新技術の採用	1	1	-	-	-	-	
	ゴールドカード認定	1	1	1	1	1	1	
	作業船の保有	1	-	1	-	2	-	
	環境性能を満足する作業船の保有状況	1	-	1	-	2	-	
	下請予定者の表彰実績	-	-	-	0.5	-	1	
	建設マスター等の配置	-	-	-	0.5	-	1	
	若手技術者等の雇用	-	-	-	-	1	1	
	小計	10	10	10	10	20	20	
	施工 能力 等	同種工事の施工実績	1	1	2	2	4	4
		同種工事の施工実績における従事役職	1	1	1	1	2	2
同種工事の施工実績の施工規模		1	1	1	1	2	2	
当該工種の平均工事成績評定点		2	2	3	3	8	8	
表彰実績		1	1	1	1	2	2	
当該県内での従事実績		2	2	1	1	-	-	
C P D		1	1	0.5	0.5	1	1	
資格の取得		1	1	0.5	0.5	1	1	
小計	10	10	10	10	20	20		
施工能力等 合計		20	20	20	20	40	40	
賃上げ表明		4	4	3	3	3	3	
加算点 合計		64	64	43	43	43	43	

継続

17. 監理（主任）技術者の申請方法の変更

◇経緯

・配置予定監理（主任）技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認めることにより申請書類の削減、申請手続きの簡素化や監理技術者の柔軟な配置に繋げる。平成30年度より全ての工事について導入。

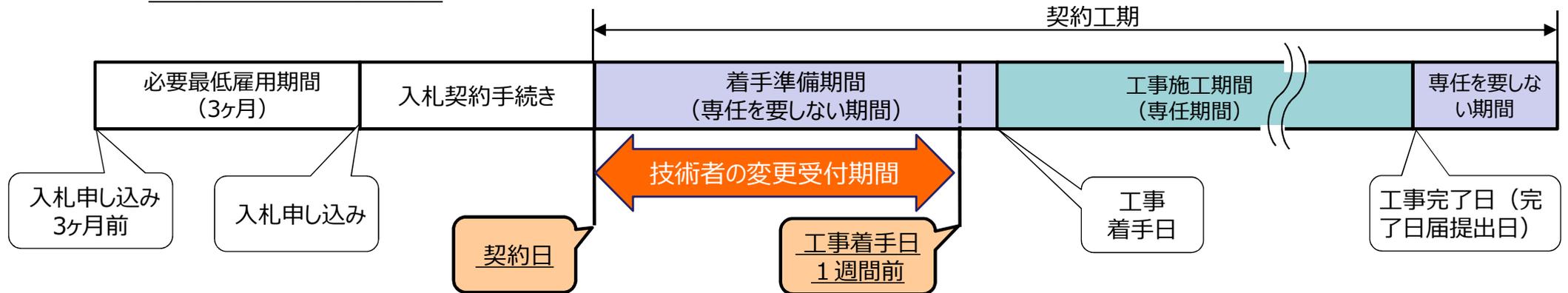
■変更申請受付期間

契約日から工事着手日の1週間前まで
※工事着手日は、準備工事（現場事務所設置や現地測量）の初日をいう。

■変更が認められる主任（監理）技術者の条件

- ・入札申し込みの3ヶ月前以前から申請者に雇用されていること。
 - ・変更前の監理（主任）技術者と同等以上の技術力が確保されていること。
- ※同等以上の技術力とは、技術者の資格・施工経験・表彰実績に基づく総合評価の評価合計点が同点以上となること

技術者の変更受け期間



■試行の状況

・契約手続きにおける問い合わせで、専任を要しない期間について、問い合わせを受けており、企業の技術者配置の柔軟性向上に寄与。

■確認の結果

- ・年々、活用が拡大している。
- ・引き続き試行して実績を増やし効果を確認していく。

競争参加資格要件等：

○中小企業を対象とした工事発注【中国独自】（平成29年度～）

- ・中小企業者の受注機会の拡大を図るため、本官発注工事のうち、2.5億円以上3.0億円未満の工事を「中小A等級企業」を対象として発注する（対象工事は技術的難易度及び競争性の確保を考慮して決定）。

○JV構成員の参加要件の緩和（客観点数の引き下げ）（平成30年度～）

- ・WTO対象工事におけるJV構成員の競争参加資格要件の一部（客観点数）を見直し、中小企業が参加しやすい工事の発注を試行する（港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事を対象として試行）。

○工事実績要件の緩和（主作業船を使用した下請け実績の評価）（平成30年度～）

- ・中小企業の実績の確保に向け、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める（WTO対象工事を除く、主作業船を使用する港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事について試行）。

○技術者の施工経験における役職要件の緩和【中国独自】（令和元年度～）

- ・品質低下の恐れがないと判断されるWTO対象工事については、配置予定技術者に求める施工経験の従事役職（監理（又は主任）技術者又は現場代理人）を問わない。

企業の評価項目：

○WLB等推進企業の評価（平成29年度～）

- ・建設業界全体でワークライフバランス（WLB）を推進するため、WTO段階選抜工事を対象に、WLBを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。

○i-Construction大賞受賞企業等の評価【中国独自】（令和2年度～）

- ・i-Constructionにかかる取組を推進するため、企業に対する表彰受賞実績（過去5年間）の評価において、「i-Construction大賞」（大臣表彰）及び「中国i-Construction表彰」（局長表彰）の受賞実績を追加。

企業の評価項目：

○災害活動実績の評価【中国独自】（令和元年度～）

- ・地域貢献度の評価対象として、災害活動実績に基づく中国地方整備局長からの「災害対策関係功労者表彰（港湾空港関係）の実績の有無」[過去3年間]を追加する。

○技能者の配置の評価（平成29年度～）

- ・工事目的物の品質向上のため、技術提案評価型S型（チャレンジ型）と施工能力評価型を対象として、技能者（登録基幹技能者及び建設マスター）の配置に対する評価を試行する。

技術者の評価項目：

○技術者の施工実績に対する評価【中国独自】（令和2年度～）

- ・技術者の高齢化が進展し、経験の豊富な技術者が減少していることを踏まえ、「監理（主任）技術者又は現場代理人としての従事実績をもたない技術者」を登用しやすい環境を確保するため、同種工事の評価において、従事役職にかかる要件を緩和する。

○海外インフラプロジェクト技術者の評価（令和3年度～）

- ・海外工事等の実績について、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定又は表彰された技術者の施工実績について、総合評価落札方式の施工実績として評価する。

企業・技術者の評価項目：

○平均成績評定点の算定方法の見直し【中国独自】（令和3年度～）

- ・企業及び技術者の「過去5年間の当該工種の平均工事成績評定点」の評価において、該当する施工実績が1件しかない場合の、補正に使用する平均評定点について近年の実績を踏まえ72.5点から78.5点に見直し。

○自主採点書類の提出【中国独自】（令和元年度～）

- ・総合評価落札方式における評価値の算定にかかる公正性・公平性、双務性、透明性向上を図るため、WTO対象工事を除く全ての工事について、競争参加資格確認申請書提出時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求める（提出は任意）。

書類簡素化等：

○工事实績を証明する書類の簡素化（平成30年度～）

- ・工事实績情報システム（CORINS）登録データの写しの提出を不要とする（但し、CORINS登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる最小限の証明書類の添付が必要）。

○技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）

- ・提案した技術の施工実績を示す書面の提出を不要とし、提案の実現性（提案の施工実績）については、必要に応じ、技術提案書様式に記載することとする。

○作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）

- ・作業船の保有状況、環境基準達成への取組み状況を評価するために求めている書類のうち、作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする。

○参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）

- ・総合評価落札方式において、標準点（100点）を付与する判断根拠としてきた「工程計画表」の提出を不要とし、標準点は設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する。

○閲覧資料のデジタルデータによる提供（令和元年度～）

- ・工事における総合評価落札方式における、入札参加又は技術提案書の作成に資すると考えられる既往資料の閲覧について申請者の閲覧にかかる利便性の向上を目的として印刷物による閲覧に加え、デジタルデータによる提示を開始

○技術提案・簡易な施工計画の文字数制限緩和（令和4年度～）

- ・技術提案・簡易な施工計画の様式への記載文字数の制限について、半角文字2文字を全角1文字として扱うよう文字数を緩和する。

○技術提案等に係る提出様式番号の統一（令和4年度～）

- ・技術提案等の様式番号を統一するとともに、最新様式が判別できるように様式Verを明示。

見直し項目	技術提案評価型S型			施工能力評価型 I 型			
	WTO	標準タイプ	チャレンジ型	標準タイプ	施工計画重視型	地域貢献等追加	チャレンジ型
地元企業活用促進型	—	○	○	○	○	—	—
地元作業船の活用を促進する取り組み（地元作業船活用評価型）	—	○ 作業船有	—	—	—	—	—
賃上げを実施する企業への加点措置の追加	○	○	○	○	○	○	○
チャレンジ型における競争性の改善	—	—	○	—	—	—	○
技術的な工夫の余地が小さい工事における技術提案負担の軽減	—	—	—	—	○	—	—
WTO基準額見直し	○	—	—	—	—	—	—
（その他）技術提案・簡易な施工計画の文字数制限緩和	○	○	○	○	○	○	○
（その他）技術提案等に係る提出様式番号の統一	○	○	○	○	○	○	○